

様式第 1 号 (第 3 条関係)

審査基準整理票

処分名	介護給付費等の支給の決定の変更		
根拠法令名	障害者総合支援法(平成 17 年法律第 123 号)	(条項) 第 24 条第 2 項	
基準法令名	障害者総合支援法(平成 17 年法律第 123 号)	(条項) 第 22 条第 1 項	
	障害者総合支援法施行規則(平成 18 年厚生労働省令第 19 号)	(条項) 第 12 条	
	介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)		
所管部署	福祉部 障害福祉課 障害福祉係		
標準処理期間	60 日	法定処理期間	日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内 容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>介護給付費等の支給決定の変更は、障害者総合支援法第 24 条第 2 項及び同法施行規則第 12 条、介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)を基準とする。</p> <p>参考</p> <p>【根拠法令】 障害者総合支援法(平成 17 年法律第 123 号) (支給決定の変更) 第二十四条 2 市町村は、前項の申請又は職権により、第二十二条第一項の主務省令で定める事項を勘案し、支給決定障害者等につき、必要があると認めるときは、支給決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る支給決定障害者等に対し受給者証の提出を求めるものとする。</p> <p>【基準法令】 別紙のとおり</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。